

	<b>空き家問題を解決し良好な生活環境の実現へ！ 空家等対策に関する協定を締結</b>
協定締結日	3月13日(月)
協定締結式	練馬区役所(豊玉北6-12-1)
<p>13日、区は、東京司法書士会、東京都行政書士会練馬支部、公益社団法人東京都宅地建物取引業協会練馬支部、公益社団法人全日本不動産協会東京都本部練馬支部および一般社団法人東京都建築士事務所協会練馬支部と『練馬区における空家等対策に関する協定』を締結した。</p> <p>協定では、今年2月に策定した「練馬区空家等対策計画」に基づき、相談窓口の設置や専門家派遣の協力、空き家所有者等への意識啓発に両者が取り組む。今月25日には、空き家所有者向けセミナー、相談会を開催する。</p> <p>今後も、弁護士会や金融機関等と、順次協定を締結していく予定。</p>	



協定締結式の様子

#### 【協定の内容】

- (1) 空き家等の所有者等からの相談に応じるための相談窓口の設置
- (2) 区からの要請に基づく、専門家の派遣等の協力
- (3) 空き家等の取組について区民への周知
- (4) 空き家等の有効活用や適正管理等に関する所有者等への意識啓発
- (5) 情報の共有

#### 【協定締結団体(5団体)】

- ・東京司法書士会(清家亮三会長)
- ・東京都行政書士会 練馬支部(古屋亨支部長)
- ・公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会 練馬支部(岩崎和夫支部長)
- ・公益社団法人 全日本不動産協会東京都本部 練馬支部(境一也支部長)
- ・一般社団法人 東京都建築士事務所協会 練馬支部(田中正裕支部長)

#### 【参考1】「練馬区空家対策等計画」について(平成29年2月策定)

周辺の生活環境に悪影響を及ぼしている空き家等の問題を解決し、区民の良好な生活環境を確保することを目指すもの。取組方針の一つとして、各専門家団体と連携して、空き家の相続や権利関係の整理、売買や建替えなどの相談に対応できる体制の構築を進めている。

#### 【参考2】区の空き家等の状況(平成27年度空き家等実態調査結果)

空き家 1,507棟(うち老朽度「重度」の物件 211棟)

#### 【空き家所有者向けセミナー・相談会を開催】

内容：空き家対策に関するセミナー、空き家の売買・賃貸・改修・相続登記などの専門家による相談会

日時：3月25日(土)午前10時～正午

場所：練馬区役所アトリウム地下多目的会議室

【問い合わせ】練馬区 環境課 まち美化推進係 ☎03-5984-4709